ネットワーク保守サービス契約条項

第１条　契約目的、ネットワーク保守サービス

１．弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。

２．株式会社日本デジタル研究所（以下「乙」という）は、ネットワーク保守サービス契約(以下「本契約」という)にしたがって、ネットワーク環境に対し、保守サービスを提供する。お客様（以下「甲」という）は、本契約にしたがって、ネットワーク環境を良好な稼働状態に修復するため、乙の保守サービスを利用することができる。なお、本条で定めるネットワーク環境とは、乙の指定するサーバーと乙の指定する乙社製ＰＣまたは他社製ＰＣをＬＡＮ接続し、ＰＣＬＡＮソフトウエア製品によってデータを相互にやりとりする環境を意味する。以下本契約において同様とする。

３．本契約は、次の各号に定める事項を契約条件とする。

① 乙指定サーバーと乙指定の乙社製ＰＣまたは他社製ＰＣが日本国内に設置されていること。

② 乙指定サーバー及び乙指定の乙社製ＰＣのそれぞれのハードウエア製品に、乙指定の保守契約が締結されていること。

第２条　ネットワーク保守サービスの内容

１．本契約は、ＢＮ契約と別称することがある。また、本契約により甲の利用できるネットワーク保守サービスの内容は、次のとおりとする。但し、契約可能な条件は、別途乙が指定するものとする。

① ネットワーク環境にトラブルが生じ、甲から要請があった場合の乙の訪問によるトラブル発生原因の診断調査、原因の切り分けサービス。

② ネットワーク環境にトラブルが生じ、甲から要請があった場合の乙の訪問による乙が可能と判断したＬＡＮ環境に関する再接続、再設定サービス。

２．本契約は、準委任契約とします。

第３条　ネットワーク保守サービスの提供時間

ネットワーク保守サービスの提供時間は、原則として午前９時から午後５時までとする。但し、土曜日、日曜日、祝祭日その他乙の定める休業日は除く。

第４条　ネットワーク保守サービスの制限事項

本契約第２条により提供されるネットワーク保守サービスには、次の各号に定めるサービスは含まれない。但し、甲の要求に基づき乙が提供可能と判断した場合には、別途定める金額にて提供することができる。

① 天災地変、戦争、事故等通常使用では起こりえない原因により生じたネットワーク環境のトラブルに対するトラブル発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。

② 乙またはこの指定業者以外の者によって提供されたサービスを原因として生じたネットワーク環境のトラブルに対するトラブル発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。

③ 乙の指定しない他社製周辺機器を原因として生じたネットワーク環境のトラブルに対するトラブル発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。

④ ＰＣＬＡＮソフトウエア製品がセットアップされてない他社製ＰＣを原因とするネットワーク環境のトラブルに対する一切の作業並びに乙社製ＰＣまたは他社製ＰＣが正常な稼働状況にないことを原因として生じたネットワーク環境のトラブルに対する一切の作業。

⑤ ネットワーク環境に接続されている他社製ＰＣ、他社製周辺機器、乙社製ＰＣのハードウエアに対する一切の作業。

⑥ 他社製ＰＣや乙社製ＰＣのＯＳやＢＩＯＳ等の基本ソフトウエアのバージョンアップ作業並びにインストール作業。

⑦ ハードウエア製品やネットワーク環境の搬入・設置・移転・撤去の作業。

⑧ ハードウエア製品やネットワーク環境に関する電源、配線工事、オーバーホールまたはこれに準ずる作業。

⑨ データの修復及びコンバート作業。

⑩ 消耗品やアクセサリーの提供並びに修理及び調整。

⑪ コンピュータウィルス等の感染により生じたハードウエア製品やネットワーク環境の修理、修復及び調整並びに外観を著しく損なったハードウエア製品の修復。

⑫ インターネットの接続環境の設定、接続並びにトラブル発生原因の診断調査、原因の切り分け、再接続、再設定サービス。

⑬ 甲の要求により、ネットワーク環境の仕様を変更した場合の当該仕様変更部分。

⑭ その他本契約第２条に示すサービスの範囲外の作業。

第５条　契約の期間及び自動更新

本契約の契約期間は、本契約記載のとおりとし、更新については、契約期間満了１ケ月前迄に甲、乙いずれからも書面による別段の意思表示のないときは、本契約は引き続き同一条件をもって更に１年間自動的に継続延長され、以後もまた同様とし、第６条に定める自動更新期限の起算日から５年の期間満了を以て本契約は自動的に終了する。なお、サーバー機種について環境点検サービス契約の再契約が行われている限り、その範囲で本契約も再契約することができる。

第６条　自動更新期限の起算日

本契約の自動更新期限の起算日は、本契約記載のサーバー機種の納品日の属する月の翌月１日とする。本契約が乙の指定するサーバーの売買契約と異なる時期に締結される場合、本契約の契約期間の開始日は、本契約の契約締結日の属する月の翌月１日とし、自動更新期限の起算日は、本契約記載の乙指定サーバーの納品日とする。なお、乙は本契約の契約締結日から契約期間の開始日までの間、乙は無償にて本契約に準じたサービスを甲に提供する場合がある。

第７条　契約期間に関する特記事項

本契約は、サーバー機種の環境点検サービス契約が存続する限り、サーバー機種にネットワーク接続されている乙社製以外の他社製のＰＣワークステーションが、別のＰＣワークステーションに変更された場合も、同一の数のネットワーク環境であれば、同一条件をもって変更後のＰＣワークステーションとの接続環境に対し、存続する。

第８条　ネットワーク環境の保守サービス

１．乙は、第１条１項に定めるソフトウエア製品の使用許諾契約が有効に存続しかつサーバー機種について環境点検サービス契約が有効に存続されている場合であって、乙の判断においてネットワーク環境に対する保守サービスが可能である限り、ネットワーク保守サービスを提供する。但し、乙は、乙の判断によりいつでもネットワーク環境に関するネットワーク保守サービスの提供を終了することができる。

２．前項但書の定めにより、ネットワーク環境に関するネットワーク保守サービスの提供終了が本契約の契約期間中に発生した場合は、当該ネットワーク環境に関するこのネットワーク保守サービスの提供は終了し、以後甲はネットワーク保守サービスを利用することができず、同時に甲乙間の本契約もこのネットワーク保守サービスの終了した範囲につき、当然終了する。この場合、甲は予め本契約の終了を承認しかつこの責任を問わないものとする。

第９条　乙の責任

１．乙は請求原因のいかんにかかわらず、入力データの消失、破損等、ハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Webサービス、サポートサービスに起因して甲に生じた、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生につき乙が予見すべきであった場合を含むものとします。）、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。

２．前項の規定は、乙に故意または重過失がある場合には適用しないものとします。

３．本契約のもとにおいて乙が損害賠償責任を負う場合、乙は仕様どおりでないと判断した症状の発生源となったハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Webサービスまたはサポートサービスについて、それぞれ当該ハードウエア製品、当該ソフトウエア製品、当該サプライ商品、当該ユースウェアサービス、当該保守サービス、当該Webサービスまたは当該サポートサービスの見積書記載の定価に相当する額を限度額とし、見積書がない場合はそれぞれの販売価格に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとします。

第１０条　支払い及びネットワーク保守サービス提供上の特記事項

① 甲はネットワーク保守サービスに対し、本契約記載の支払期日に本契約記載の月額料金合計に法定税率による消費税等額を加算した金額を現金により乙に支払う。

② 甲が月額金額の支払いを怠ったとき、乙は支払いが再開されるまでの間、トラブル発生原因の診断調査を含む一切のサービスを実施しない。この場合乙は一切のサービスを実施しないことによる責めを負わないものとする。なお、乙は甲の支払が再開された時、乙の判断でサービスの提供を再開することができる。

③ 甲のトラブル要請を受け、すみやかにネットワーク保守サービスのための訪問の日時を甲乙協議により定めたにもかかわらず、甲が突然業務を一時的に休止する等乙の責めに帰することのできない事由により、乙が定められた日時にネットワーク保守サービスを提供できなかった場合、乙はネットワーク保守サービスを提供できないことによる責めを負わないものとする。この場合甲は改めて乙に対しネットワーク保守サービスの提供を要請するものとする。

第１１条　遅延損害金

甲が第１０条①に定めるネットワーク保守サービスの月額金額の支払いを怠ったときは、甲は乙に対し、遅延利息を日歩４銭の割合で支払う。

第１２条　その他

１．乙は、本契約に基づくネットワーク保守サービスにより、システムの稼動が停止する間の賠償責任は負わない。

２．甲は乙所定の適切なネットワーク保守サービスの提供場所を確保し、乙が適時かつ安全にサービスを行うことができるようにする。

３．乙は甲の依頼に基づきユースウエアサービスを提供する場合、事前に甲の依頼内容について調査を行うことができ、かつ、甲は事前調査に協力する。

４．甲はネットワーク保守サービスを受けるにあたり、甲のデータを保護するための適切な防御措置を実施し、ハードウエアに記録されたソフトウエア、データ等を、ハードウエアより取り出し保全を図る。また、甲がソフトウエア、データ等をハードウエアに記録された状態で乙に引き渡した場合には、乙は、これらの保全の責任を負わない。

５．甲は、乙の書面による事前の同意がない場合、本契約及び本契約上の権利・義務を第三者に譲渡もしくは移転することができない。

６．甲は、契約更新時及び乙指定サーバーが別の乙社製のハードウエア製品にリプレイスされる場合を除き、契約期間中、本契約を解約しないものとする。契約期間中、本契約が解約された場合は、乙は甲が既に支払った金額の返還を行わず、甲は乙に対し契約期間の残期間分に対する月額金額全額を一括して支払わなければならない。

第１３条　債権譲渡禁止

本契約に起因して乙が甲に対して債務を負担した場合は、甲は、事前の乙の書面による承諾なくして乙に対する債権を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならない。

第１４条　相殺の予約

乙が甲に対して債務を負担している場合は、乙は、当該債務と乙が甲に対して有する債権とを、弁済期のいかんにかかわらず、また受領済の手形・小切手の返還を要することなく、何時にても対当額にて相殺することができる。

第１５条　期限の利益喪失

１．甲が次の各号の一に該当するときは、甲は、乙から何らの通知、催告がなくても、乙に対して負担する一切の債務について、期限の利益を失うものとし、乙に対し直ちにその債務を弁済しなければならない。

① 甲が乙に対する債務の１つでも支払義務を怠ったとき。

② （仮）差押え、（仮）処分、強制執行、税等の滞納処分による差押え、担保権の実行としての競売の申立て、または破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき（但し、第三債務者として（仮）差押え等を受けた場合を除く）。

③ 甲が振り出しまたは引き受けた手形、小切手につき不渡処分を受けるなど支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。

２．甲が次の各号の一に該当し、乙が請求したときは、甲は、乙に対して負担する債務について直ちに期限の利益を失うものとする。

① 前項第１号に定める以外で甲が本契約または本契約に基づく個々の契約に違反したとき。

② 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。

③ 甲の財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。

第１６条　契約の解除

甲が前条第１項各号または第２項の各号のいずれか一に該当するときは、乙は、何らの通知、催告を要せず、また、乙の義務の履行なくして直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとし、かつ、甲は解除により乙に生じた損害を賠償しなければならない。

第１７条　個人情報の利用目的の明示

乙は、本契約記載の甲の個人情報を、次の各号記載の利用目的に基づき収集し、利用する。

① 甲の個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等乙の営む事業に関する製品、商品、サービス等の甲への提供のほか、これらに付帯関連するサービスの提供等乙の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用される。

② 甲の個人情報は、航空運送事業を営む乙の連結対象会社に関するサービスを乙から甲に提供するために収集し利用される。

③ 乙は、甲の個人情報をＤＭ等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがある。また、修理、配送及び郵便物の発送等乙の業務の一部を外部の業者に委託することがある。

④ 甲の個人情報は、甲の事前の同意がある場合に限り、甲が事前に同意された第三者へ、第三者提供される。

第１８条　個人番号の取扱

１．本契約第１条及び第２条に定める保守契約は、甲がデータを適切に取り扱えるようハードウエア製品・ソフトウエア製品・ネットワーク環境によって構成されるシステムに対し、保守を提供することを契約内容としており、ハードウエア製品・ソフトウエア製品・ネットワーク環境で利用されるデータ自体は保守の対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態で保守サービスが提供される。

２．乙はＷｅｂオペレーションサポートを提供する。Ｗｅｂオペレーションサポートとは、必要に応じて甲からその都度個別の要請があった場合に、乙の担当営業所またはサポートセンターに接続してコンピュータ画面を乙に公開し、コンピュータやソフトウエアのシステムについて操作説明等のサポートを受けることを内容としたサポートであり、コンピュータやソフトウエアで利用するデータ自体はサポートの対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態でＷｅｂオペレーションサポートが提供される。

３．乙はセンター接続のサービスを提供する。センター接続のサービスとは、甲の障害発生時に乙の要請があり甲がその都度個別の承諾をした場合、乙の担当部署に接続してコンピュータ画面を乙に公開し、コンピュータやソフトウエアのシステムについてサポートを受けることを内容としたサービスであり、コンピュータやソフトウエアで利用するデータ自体はサポートの対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態でセンター接続のサービスが提供される。

４．甲は、リモートメンテナンスサービスによる本項第２号乃至第６号に定める情報の自動収集送信を予め承諾の上、本契約を締結するものとする。リモートメンテナンスサービスとは、甲におけるハードウエア製品及びソフトウエア製品の常時安定運用を目的として、本項第２号乃至第６号に定める情報が定期に状況によっては不定期にインターネットを通して自動収集されて乙に送信され、乙が解析や原因調査を行い異常を認めた場合は速やかに甲に通知するサービスとする。なお、リモートメンテナンスサービスは、障害等の完全な原因解明まで保証するものではない。また、リモートメンテナンスサービスの自動収集送信では、スタートメニューに登録されているプログラム名を除き、甲のプライバシーに関する情報（ウェブサイトのアクセスログや閲覧履歴、検索履歴など）は送信されないものとし、障害発生時に甲乙協議で必要と判断した情報を甲が手動で送信する場合は、甲のプライバシーに関する情報が含まれることがあるものとする。また、リモートメンテナンスサービスによって収集された情報は、最長でも、送信から１年を限度として消去されるものとする。

① リモートメンテナンスサービスは、ハードウエア製品やソフトウエア製品のシステムに関する情報の収集送信を契約内容としており、ハードウエア製品やソフトウエア製品で利用するデータ自体は収集送信の対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態でリモートメンテナンスサービスが提供される。

② エラーログに関する情報。内容はイベントを記載したログ（正常なログも含まれます）、エラーレポートとする。

③ ネットワーク構成に関する情報。内容はネットワーク設定情報、ネットワークに関するログとする。

④ ソフトウエアに関する情報。内容はドライバーとシステムの情報、バージョン情報、ＪＤＬインストールログ、ＪＤＬソフトウエアライセンスの情報、システム・アプリケーションの設定情報、スタートメニューに登録されているプログラム情報とする。

⑤ ハードウエアに関する情報。内容はインストールされているデバイスやコンポーネントの情報、診断ログ、デバイス監視ログとする。

⑥ セキュリティーに関する情報。内容はウイルス対策ソフトに関する情報、システムへのログイン情報、アクセスログ情報、フィルタログ、ネットワーク接続やシステム認証のセキュリティ情報とする。

第１９条　反社会的勢力の排除等

１．本契約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

２．甲及びZは、それぞれ相手方に対し、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。

① 自己又は自己の役員（名称を問わず経営に実質的に関与している者をいいます）若しくは自己の社員が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

② 反社会的勢力が実質的に経営を支配していること。

③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること。

⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

３．甲及びZは、それぞれ相手方に対し、自己若しくは自己の社員又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。

① 暴力的な要求行為。

② 法的な責任を超えた不当な要求行為。

③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

⑤ その他前各号に準ずる行為。

４．甲又はZが前２項に違反した場合、相手方は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができるものとします。

５．前項の場合、解除された者は解除により生じる損害について、解除を行なった者に対し一切の請求を行なわず、解除を行なった者は何らの賠償責任を負わないものとします。また、解除を行なった者は、解除により生じる損害について、解除された者に対し賠償を請求できるものとします。

第２０条　合意管轄

本契約に関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。